

義的傾向を修正せんとする政治形態の
変更は、日本国政府によると日本国民
によるとを問わず、許容せられ、かつ
支持せらるべし。かかる変更の実現の
ため、日本国国民または日本国政府
が、その反対者抑圧のため実力を行使
する場合においては、最高司令官は陸
下部隊の安全並びに占領の他の一切の
目的の達成を確保するに必要なる場
合においてのみこれに干渉するものと
す。こういふ一項目があります。ここ
に使われております「封建的及び権威
主義的傾向を修正せんとする政治形態
の変更」この言葉自体に私たちは将来
相当の疑問が起るおそれがあると思
います。それからまた実力を行使する
という原文を見ますと、ザ・ユース・オ
ブ・フォースという言葉になつており
ますが、この実力はどういう程度の実
力を意味するものであるかということ
についても、今後のためにはつきりし
ておく必要があると思ひますので、こ
れの解釈を明確にしておいていただ
きたいと思ひます。

○西村(熊)政府委員 たいま御指摘
になりました文句は一九四五年九月二
十二日の「降伏後における米国の初期
の対日方針」という文書の中にありま
す。と同時にその年の十一月一日の
「日本占領及び管理のための連合国最
高司令官に対する降伏後における初期
の基本的指令」という文書、これは米
政府からマッカーサー元帥に與えられ
ました訓令をなす文書でございます。
ほとんど同一の文句を繰返してござい
ます。第一の文書は申すまでもなく、
アメリカ政府の初期における対日方針
を宣明した公の文書でございます。第
二の文書は今申し上げましたように、

合衆国政府からマッカーサー元帥に與
えられた訓令そのもののようござい
ます。この二つの文書の性質から
見まして、その中に現われております
文章の意義、その明確なる解釈につ
いての見解を、私どものようなそうい
う政策ないしはそういう訓令の適用の客
体となるべき国の政府の事務当局が、
申し上げることは穩当でないと思ひ
申し上げておいて、ただいまの御質問
に對しましては、お答えすることを差
控えておいていただきたいと思います。
ただ私は何も並木委員がおつしやるよ
うに特殊の法律的な意味を持つた表現
ではなくて、きわめて常識的に解釈し
ていい文句ではあるまいかと考えてお
るということだけをつけ加えてござい
たでございます。

○並木委員 台湾への渡航のことに
ついて、ちよつとお伺ひしておきたい
と思ひます。日本の財界人が台湾へ渡航
するということ、國府の政府の方で
歓迎しておる模様でございますが、こ
ういふ点に對する情報についてお伺
します。それからまた向うでは渡航前
に國府の政府の許可を得ればよいとい
うふうな発表のようであります。國
府の許可だけでは渡航できないのでは
ないか、やはりこつちの司令部の方の
許可もいれるのではないかとどうい
ふに考へられます。そういう点はどうい
ふになつておるのでございませう
か、お伺ひいたします。

○西村(熊)政府委員 政務局長が席に
見えませんので、私かわりまして申し
上げておきます。まずブレンドン・ワ
ッズ機構の現状というやうなものを簡單
に御説明申し上げまして、最後に日本
の加入という問題について、どうい
うに考へておるかという点を、御説
明申し上げようと思ひます。
まず第一は通貨基金の方でございます
が、國際通貨基金につきましては、
基金が理想といたしてあります。自由
な、多角的な方式というものは、まだ
今日確立されておられません。基金の四
十八の加盟国のうち、五箇国を除く四
十三箇国はみな為替管理を実施いた
しております。今日の國際經濟は大体
ドル不足というところで表現されるであ
りましようが、このドル不足という戰
後の國際的な為替事情から、基金の當
局は資金の供給につきましても、當初
の規約には予見されておられません。し
たやうな制限を加えております。ほか
マシヤル・プランの援助を受けてい
る國に對しては、一切資金の供給を停
止いたしております。その結果基金が
業務を開始してしまつてから今日までの資
金の供給は、累計七億七千七百万ドル
にすぎません。そのうち約七億八百万
ドルが米ドルの供給資金として供給さ
れておるやうであります。
次には復興開發銀行の方でございます
が、この復興開發銀行は基金のよう
に新しい制限を加えたといふことはご
ざいませぬが、その主たる目的とい
つては、民間投資の保証といふこと
は、民間投資自体がまだ自由に行
われておりません。それに銀行
資金の直接貸付もまだ活発でござい
ません。現在まで約七億四千四百万ドル

が貸し付けられたにすぎないという状況でございます。

○閣議委員長 次は千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する條約、関税表刊行のための国際事務局を設立する條約の實施規則及び署名調書を修正する議定書を承認することに付いて承認を求めるの件を議題といたし

ます。質疑を許します。聴議克己君。○聴議委員 この前私がこの案件につきまして質問をしておりました途中に、大蔵大臣の退席を見ましたので、私續いてやりたいと思ひますが、あのときにお伺いした中で、途中になつてはつきりしなかつた点からお伺ひしたいと思ひます。私はこの案件自体は非常に簡単なことのように見えますけれども、日本のボツダム宣言下の状態では、国際的な關係をつけて行くという観点から、問題は重大であるように考へて

いる。／＼お聞きしておるわけなので、そのときに、なぜ事前に国会に承認を求めなかつたかということを私聞きました。それにつきまして西村條約局長から、これは国会に事前承認を求めているのだ、こういうふうな答弁が、ありましたが、私は大蔵大臣がやはり同様の見解を持つておられるかどうか、こういう形でこれは国会の事前承認を求めているのだとお考へになつておるかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

○池田國務大臣 先般お答え申し上げました通りに、国会の承認を経まして効力が発生したものであります。このういふ問題につきましては、外務省と同じ意見を私は持つてゐるのであります。

○聴議委員 それはまことにおかしい、政治家としての答弁にはならないと思ふのであります。私この前の時にはつきり申しましたが、つまり代表を派遣する、調印する、そういう事柄自体を国会に承認を求めてやるべきじゃないか、なぜかといへば、日本のこのういふ状態の中で、こういう關係を結んで行くことが講和についてどうい

う關係があるか、國際情勢との關係も十分検討しなければなりませんし、いろいろな國際法上の疑義もあるものでありますから、そういう点で国会でやはり承認を求めてから、代表を出すべきじゃないかと考へるわけですが、その点をどうお考へになつておられるか、お聞きしたいのであります。

○池田國務大臣 國際會議に政府の代表を出すか出さぬかは、政府限りで決定するところであるのであります。これは国会の承認を必要としないのであります。あのときに国会の承認を得るのが至当ではないかというお考へ、しなくてはならない、外務省の見解と同様に考へてゐるのであります。

○聴議委員 そういう見解を持つてゐられることが非常にはつきりいたしましたが、それが政府は一体日本の現在置かれてゐる國際的地位を、どう考へておられるのか。外務委員会が實際に大きな問題になつて来ますのは、政府の最近の動きの中に、實際國際法的にいつて、どういふ根拠に基いて日本が國際關係を結び得るのか、講和條約前にこれが行い得るのか、そういう事柄が將來日本の講和の可能性についてどういふ影響があるのか、さらにこのことがボツダム宣言を受諾して、そして降伏したわが國の外交自主権の問題に關係するわけでありまして、こういう事柄がなぜ国会において問題にならないか、政府は国会にはかることもなく、かつてにそういうことができるとお考へになつてゐるのか、あらためてお聞きしたいと思ひます。

○池田國務大臣 先ほど申し上げた通りであります。しかもこの問題は外交

に關係するものでございまして、外務省の方より御答弁していただくのが適當かと考へております。

○聴議委員 どうも大蔵大臣は何も御存じないのか、とほけていられるのかしりませんが、事柄は非常に重大であります。こういう問題があるからこそ、ブラッセル云々のこの議定書の問題が、外務委員会において重大な問題になつて来るのであります。こういうことを全然政府が考へていない、これは日本の前途そのものについて、あるいは講和會議そのものについて、何らお考へになつていない何よりの証拠である、しかしこれ以上はお聞きいたしますまい。

次の問題は、この前もちよつとお聞きしたのですが、はつきりしないのです、もう一ぺんお伺ひしたいのです、司令部の承認があつて、そして代表を出したというこゝになつております。これがいかにも合法的であると言わねばかりに書いてあります。司令部の承認というのはどういふ關係でございませうか、言いかえますと、日本政府がこれの關稅に關する協定に参加したい、それを許していただきたいとお願ひをしたのか、あるいは司令部の方から行つて言われて行つたのか、その点をはつきりしていただきたい。

○西村(熊)政府委員 その点實際取扱ひました事務當局から御答弁した方がいいかと思ひますので、私の方から答弁をいたします。ブラッセル會議につきましては、ベルギー政府から日本政府あてに、正式に代表を出して會議に参加するようにという招請状が送られたわけでありまして、その招請状はち

ろん直接送られるものではありませんが、總司令部を通じて日本政府に伝達されるわけでありまして、それに対して日本政府が總司令部に対して、ブラッセル會議にこの招請を受けて代表者を出したいというのを要請し、それに対して總司令部の名において、代表者を出してよろしいという正式の賞書を出した、こういういきさつになつております。

○聴議委員 ではベルギーからそういう招請があつたから、参加したいと言つてこちらから許しを得たというわけでありませう。それでは大蔵大臣にお伺ひしたいのですが、今後國際會議にどん／＼参加するようになって行くことはなりつつありますが、今日日本政府は自主的にどういふ國際會議に参加しようとする計画されておられるのか、その点をお伺ひしたい。

○池田國務大臣 私はどういふ國際會議が今考へられておるか、所管でございませぬので、お話し上げます材料を持つておりませぬ。こういう問題は外務省の方にお聞きくださるのが適當かと考へております。

○聴議委員 それではあらためて聞きませんが、大蔵關係といたしまして、たとへば關稅協定であるとか、貿易機構の参加ということがすでに考慮されておるかどうかというところをお聞きしたい。

○池田國務大臣 貿易機構の参加と關稅協定の問題につきましては、ただいま具體的にはなつておりません。われわれはただいま關稅率法の改正につきまして検討を加えておる状況であるのであります。

○聴議委員 それはさつぱり答弁にな

らない。そんなことは子供に言うことであつて、今何を審議しているかぐらゐのことは心得ておる。しかし今後大蔵當局として、こういう方法で、当面関税協定や貿易機構に参加するつもりなのかどうか、計画があるのかどうかというところをお聞きしたいのです。私それなら聞きますが、ブラッセルの議定書に調印して帰りました石田税関部長というものが、すでにこういうことを意思表示しておることは、ほかの委員会でも聞かれたと思ひますが、あらためてお聞きしたいのです。石田税関部長は、ブラッセルの議定書に参加したのは、将来関税協定、貿易機構参加へのこれは捨石である、こういう意思表示をはつきりしておるのであります。大蔵大臣は御存じないのであります。

○池田國務大臣 聴講者の御質問は、今具体的にそういう話があるかという御質問だと思つてお答えしたのであります。それはわれ／＼といたしましては貿易協定として立ちたいのでございまして、将来の問題として関税協定その他の貿易機構に参加したいという気持は持つております。しかしそれがいつの時期になるかどうかということには申し上げられないのであります。

○岡崎委員 ちよつとお断りします。大蔵大臣は今予算委員会の方から出席を求められておられますので、ごく簡単にひとつお願いいたします。

○聴講委員 それが手なんだ。あとで聞きましたら予算委員会、たつた五分しかないなかつたというのです。何も用事があつたつてここから出て行つて、五分しかないような……。それはいいです。私の質問はなるべく早く

送るうにいたします。一般的に貿易関係のこういう機構に参加するという気持を持つておるといふだけのことを聞いているのであつて、実際石田税関部長ははつきりこれは捨石なんだといふことを、警告としてもはつきりと言つておるわけなんです。この点は大蔵大臣が御存じないというのはいまことにおかしな話であります。

先を急ぎますからお伺ひしますが、ざつとばらんに申しまして、こういうブラッセルの議定書に参加して、一体日本には関税自主権もないような状態でこんなものに入つて、一体どういうふうな利益があるかと考えておられるのか、大蔵大臣にお伺ひしたい。

○池田國務大臣 関税自主権も何もないという御質問につきましては、私は同意できないのであります。今までは貿易協定であつたのがだん／＼民間貿易に移つて参りまして、そうして石田税関部長が将来関税協定に参加するあるいは国際貿易機構に入りた、入るための捨石であるといふことを言つたのは、私の答と同じであります。われわれといたしましては、そういう希望のもとに進んでおるのであります。

○聴講委員 関税自主権がないということについては私は意見が違ふのです。か、あるというならば具体的に話してもらいたい。たとえばこの間もほかの委員会でも質問があつたと思ひますが、食糧の問題は非常に大きな問題になつておる。議会でも輸入食糧の問題は、農林省関係各党派の重大な問題になつておる。さらに政府自身もこれについて大きな動搖を来しておる。実は新聞が報道している状態です。これについて無期限の免税が問題になつておる、

こんなことで、一体どこに関税自主権があるのか、お伺ひしたい。

○池田國務大臣 新聞に永久無税の報道があつたから政府に関税自主権がないといふのは、あなたの独断でござい。われ／＼はほかの機会でも申し上げましたように、食糧に對しましては一定の税率を設けますが、しかし今の現状からいへば、しばらくの間は別の規定で免税する規定を設けようといふのであります。そういう考えで行くと、新聞にそういうのがあつたから、政府に自主権がないといふのは独断であると考へます。

○聴講委員 それははなはだおかしいのであります。それは私つ込んで聞きますが、一体この一、二年は別な方法で免税にして行くといふのです。が、この一、二年が日本の運命を決する重大な時期なのです。このときにこういう問題が起つて来て、現に食糧の問題については本年度は安本の計画が何かによりますと、はつきりと数字は覚えておりませんが、二百四十万トンとかなんとかいふ計画であつた。ところがこの三月の末までには三百九十万トンぐらゐの輸入になりつゝある。あなたの方の森農林大臣も、委員会でも日本の現在の不足量は——これは政府の言ひ分でありまして、私はそのまま信じてはおりませんが、百八十万トンだと言つておる。それに三百九十万トンも輸入せられて一体どうなる。こういう状態があるのに、こういう問題でど／＼発展しつつあるのに、この一、二年は別途の方法で免税にする、それがつまり自主権がないといふ。實際の問題なのです。あなたはそれでもやはり政府が自主権を持つておる

と主張なさるのであるのか。

○池田國務大臣 食糧の輸入の問題と、価格の点から行く関税政策の問題を混同されておると考へておるのであります。

関税自主権がありました戦前におきましても、食糧は免税にしておつた期間があるではないですか。しかし今今国内の食糧の価格と外国から参ります価格が、関税を設けなければならぬという状態ではないのであります。しかしもし激変がありまして、国内産業ことに農業保護の立場からいつて、関税を設けなければならぬときに、それは何ときでも設け得るような態勢を整えて行きたいと私は考へております。

○聴講委員 實際日本の現状を無視するといふか、日本の農業そのものの状態を無視するといふか、これはあなたやはい一種の暴言ですよ。今日日本の農民は何を感じてゐるか。この輸入食糧の重大な圧迫が、日本の農業を破滅させているといふことをみんな感じておる。だからこそ国会において重大な問題になりつゝある。また国会の外でも重大な政治問題になりつゝある。こういう問題をあなたの小手先の解釈で押し通す、こういうことをあなたに言われたに違ひない。こういうふうな状態で、一体あなたは日本の農業はどうなつて行くとお考へになつておるか。

あなたに輸入食糧について関税を課すべきであるという議論なのだ。私はそういう議論は立たぬと思ひます。

○聴講委員 ここで関税の議論をしてしまつたのだけれども、今日日本の農業について何らの保護政策が行われていないといふところに問題がある。そうして外国の農業恐慌の負担を日本にどん／＼押しつけられておる。この大きな圧迫の中に無税で食糧を輸入しているといふことは、もう腹の中ははつきり見えてゐるではないですか。それは、それは何ときでも設け得るような態勢を整えて行きたいと私は考へております。

○池田國務大臣 輸入食糧をいかにするかという問題、また農業政策をどうするかという問題は、別個の問題であると思ひますが、そういう施策をやつた上において、しかる後に日本の食糧の価格と向うの価格との関係を考慮するの、関税の問題であると考へるのであります。今関税の問題を議論するといひまして、あまりに価格の差があり過ぎて、関税をかけるという問題が起つて来ない。これは戦前からこういう状態であつたのであります。その点をお考へになれば、私は議論はなくなつて来ると思ひます。

○岡崎委員 これにて大蔵大臣に対する質疑を終了いたします。

つをして行くべきじゃないですか。
○岡崎委員長 もう先ほどからお断りしてあります。

○岡崎委員長 第一、こういうふうな質問の途中で――私はもう最後の一つだと言っておるのです。

○岡崎委員長 聴議者の質問のほかに、まだ並木委員も玉井委員も質問を留保せられておつたのであります。

○岡崎委員長 どうも委員長が紳士的にやつて行くというので気を許して、一番協力しておるのだけれども、どうもこういうことをたび／＼やられたのでは、まことに問題です。これは第一、大蔵大臣も呼ばずにやろうとしたのだけれども、だん／＼こういう話になつて来て、私の質問の途中に、あいつもせずに引込んで、予算委員会に行くと云つて、五分しかいなかった。そういうふうな体たらくだ。またこれもあなたの方から頼んで、きよう緊急に開きたい、大蔵大臣の質問をさせるからというので、私協力してちゃんとやつておるわけで、すべてあなたの方のすえ膳をわれ／＼は食つておるのです。それで途中でこんなことをするというのは……これは外務委員会です。外務委員会を大蔵大臣や政府がどん／＼輕視するような傾向に對して、あなたは喜んで一緒になるようなことでは、一体どうなるのですか。

○岡崎委員長 ただいま予算委員会の方で、共産党の川上眞一君が、ぜひ至急にというので、おまわりました。

○岡崎委員長 それは知りませんよ。この用事をちゃんと済ましてから……どうも一ぺん理事会を開いてください。

○岡崎委員長 承知しました。
○岡崎委員長 理事会を開いて、もう少し公正な運営の仕方をもひとつ研究しようじやありませんか。

○並木委員 公平に拜見して、やはり大蔵大臣の態度はよくないと思うのです。私もつとまじめな、来年度の関税の配置、そういうものやら、それから今後の海陸レートの問題とか、関税のレートの問題についてお聞きしようと思つておつたのです。やはり何もあいさつもせずに歸つてしまつたのですが、この点について川村政務次官にお伺いしますが、一体大蔵大臣は、この承認を早く求めて、そうして一日も早く関税表というものを入手したい希望があるのかどうか、わかりますか。あなたは打合せておられますか。これは外務省の所管で、外務委員会のことだから、大蔵大臣の所管じゃない。私は予算の方を早く通せばいいのだという、非常にそらん／＼しい態度が、私は見受けられたのです。これはおそろく與黨のほかの委員の方もそうだろうと思つたのです。この点ははつきりしておきたいと思つた。

○川村政務次官 所管大臣といつたしましては、当然提案しました法案の一日も早く通過することを希望していると思つた。ただ、ただいまの事情は委員長の説明される通り、予算委員会からあつての御要望があり、こちらの方でもせつ／＼という立場にありまして、大蔵大臣が御自分の判断で向うに行かれたと思つた。

○並木委員 これに關することをもう少し聞いておきたいことがあるのですが、これは金にして大体幾らくらい送ればいいのか。そうして與黨後

立つのですか。そういうこともまだ質疑応答が行われておりませんから、ちよつとそのことをお伺いしてみたいと思つた。

○川村政務次官 約百万円です。
○並木委員 役に立つのですか。
○川村政務次官 大いに役に立てる希望であります。

○並木委員 大蔵大臣にお伺いしようと思つたのですが、二十五年年度の関税の配置について、やはり外務省として御存じであると思つた。つまり今までは、関税の配置に關するに、当然貿易の進展に伴つて、関税計画というものが増強されて行くべきものであると思つておられます。ですから、その点について御説明をお願いします。

○石田説明員 大体本年の実績から考へまして、来年度の関税収入であります。これはこの前にも申し上げたと思つたが、大体十五億といふことを申し上げたのであります。この十五億といふものは今までの貿易の伸張の度合いから申しますと、いさ／＼大きいと考えられるのであります。その間につきましては、いろ／＼と関税率の改正等のごときも考へまして、大体そのぐらゐのところがいいのではないかと、いろいろ感じを持っております。

○岡崎委員長 これにて質疑は終了いたしました。ただちに討論に入りま

す。

○竹尾委員 私はただいま議題となつております千八百九十年七月五日ブラッフルで署名された関税表刊行のための國際連合の設立に關する條約、関税表刊行のための國際事務局を設立する條約の實施規則及び署名調書を修正する議定書に對しまして、自由党を代表

いたしまして、本件に承認を與うべしという賛成の意見を述べらるゝのであります。

本修正議定書は、政府の説明によりますと、昭和二十四年十二月、ベルギー國政府の主催のもとに、ブラッセルで開かれた條約加盟國の會議によつて作成されたものでありまして、その内容は、貨幣価値の変動その他の理由によりまして、関税表國際事務局の資金が不足を告げるに至つたのでございまして、その増額をはかるため、各國分担金の増加を目的とした修正であるといふことであります。もとよりわが國の貿易促進のためには、各國の関税表に關する最新の情報を定期的に入手することは、最も必要でありますから、國會といたしましては、本件に承認を與へることはきわめて妥當であると思つたのであります。

しかし私はここで、政府に對しまして一應念を押して、少しく要求するところがあるのではないかと。それは、わが國の關稅政策が、わが國內産業に對し重大なる影響を持つておるといふこととあります。占領下における日本が、關稅自主権を持つていないことは當然であり、また外國よりの援助を受けておる今日、農産品等に對し無稅輸入の取扱ひがなされることは、あるいはこれまた當然であるかもしれませんが、わが國民が熱望し、連合國側も希望しておるわが國の經濟自立のためには、わが國の國內産業が發展し、伸展しなければならぬことは論ずるまでもございせん。わが國が諸外國の競争にたえて、約八千万の國民を養うためには、これは共産黨の諸君の意見に賛成するわけではございせんけれども、必要なる保護關稅政策をとらざるを得ないことは、これ自明のことと私は思ふのであります。わが國は明治維新後、多年不平等條約に苦しみ、私どもの先輩は非常な努力と犠牲を拂つて、ようやく平等條約をかち得たことは、私どものよく知るところでございます。政府はわが國のこれらの過去の歴史に思いをいたされ、一つ／＼の條約に加盟することによりまして、國際家族の一員に復歸することを許され、平等對等の交際のできるよう努力されんことを希望するものでござい

ます。私は本件がわが國の國際家族の復歸への一段階であると認めるにやぶさかでないものであります。この意味におきまして、本件に承認を與へることに賛成をいたすものであります。

○岡崎委員長 並木芳雄君。

○並木委員 私は本件には賛成の意を表します。実はわれ／＼が講和條約を待たずして、曲りなりにも一本立ちになつて行くといふことは喜ばしいことです。ただその喜ばしい一本立ちといふことが、押しつけられて一方的にやつてゐるか、あるいは自主的にわれわれの意思を十分尊重されて、一本立ちになつてゐるかといふことが問題の焦点であつて、聴議さんなんかの質問も、主としてこういうところに重要な点があつたように私は拜聴しておりました。大蔵大臣の答弁によりますと、必ずしも關稅の自主権といふものを持つておらないのではない、十分それを持つてゐるに生かして行くといふ答弁でありました。川村次官は今後これを有効に使つて生かして行く、こゝ言盡されて

でも、必要なる保護關稅政策をとらざるを得ないことは、これ自明のことと私は思ふのであります。わが國は明治維新後、多年不平等條約に苦しみ、私どもの先輩は非常な努力と犠牲を拂つて、ようやく平等條約をかち得たことは、私どものよく知るところでございます。政府はわが國のこれらの過去の歴史に思いをいたされ、一つ／＼の條約に加盟することによりまして、國際家族の一員に復歸することを許され、平等對等の交際のできるよう努力されんことを希望するものでござい

ます。私は本件がわが國の國際家族の復歸への一段階であると認めるにやぶさかでないものであります。この意味におきまして、本件に承認を與へることに賛成をいたすものであります。

○岡崎委員長 並木芳雄君。

○並木委員 私は本件には賛成の意を表します。実はわれ／＼が講和條約を待たずして、曲りなりにも一本立ちになつて行くといふことは喜ばしいことです。ただその喜ばしい一本立ちといふことが、押しつけられて一方的にやつてゐるか、あるいは自主的にわれわれの意思を十分尊重されて、一本立ちになつてゐるかといふことが問題の焦点であつて、聴議さんなんかの質問も、主としてこういうところに重要な点があつたように私は拜聴しておりました。大蔵大臣の答弁によりますと、必ずしも關稅の自主権といふものを持つておらないのではない、十分それを持つてゐるに生かして行くといふ答弁でありました。川村次官は今後これを有効に使つて生かして行く、こゝ言盡されて

でも、必要なる保護關稅政策をとらざるを得ないことは、これ自明のことと私は思ふのであります。わが國は明治維新後、多年不平等條約に苦しみ、私どもの先輩は非常な努力と犠牲を拂つて、ようやく平等條約をかち得たことは、私どものよく知るところでございます。政府はわが國のこれらの過去の歴史に思いをいたされ、一つ／＼の條約に加盟することによりまして、國際家族の一員に復歸することを許され、平等對等の交際のできるよう努力されんことを希望するものでござい

ます。私は本件がわが國の國際家族の復歸への一段階であると認めるにやぶさかでないものであります。この意味におきまして、本件に承認を與へることに賛成をいたすものであります。

○岡崎委員長 並木芳雄君。

○並木委員 私は本件には賛成の意を表します。実はわれ／＼が講和條約を待たずして、曲りなりにも一本立ちになつて行くといふことは喜ばしいことです。ただその喜ばしい一本立ちといふことが、押しつけられて一方的にやつてゐるか、あるいは自主的にわれわれの意思を十分尊重されて、一本立ちになつてゐるかといふことが問題の焦点であつて、聴議さんなんかの質問も、主としてこういうところに重要な点があつたように私は拜聴しておりました。大蔵大臣の答弁によりますと、必ずしも關稅の自主権といふものを持つておらないのではない、十分それを持つてゐるに生かして行くといふ答弁でありました。川村次官は今後これを有効に使つて生かして行く、こゝ言盡されて

でも、必要なる保護關稅政策をとらざるを得ないことは、これ自明のことと私は思ふのであります。わが國は明治維新後、多年不平等條約に苦しみ、私どもの先輩は非常な努力と犠牲を拂つて、ようやく平等條約をかち得たことは、私どものよく知るところでございます。政府はわが國のこれらの過去の歴史に思いをいたされ、一つ／＼の條約に加盟することによりまして、國際家族の一員に復歸することを許され、平等對等の交際のできるよう努力されんことを希望するものでござい

ます。私は本件がわが國の國際家族の復歸への一段階であると認めるにやぶさかでないものであります。この意味におきまして、本件に承認を與へることに賛成をいたすものであります。

○岡崎委員長 並木芳雄君。

○並木委員 私は本件には賛成の意を表します。実はわれ／＼が講和條約を待たずして、曲りなりにも一本立ちになつて行くといふことは喜ばしいことです。ただその喜ばしい一本立ちといふことが、押しつけられて一方的にやつてゐるか、あるいは自主的にわれわれの意思を十分尊重されて、一本立ちになつてゐるかといふことが問題の焦点であつて、聴議さんなんかの質問も、主としてこういうところに重要な点があつたように私は拜聴しておりました。大蔵大臣の答弁によりますと、必ずしも關稅の自主権といふものを持つておらないのではない、十分それを持つてゐるに生かして行くといふ答弁でありました。川村次官は今後これを有効に使つて生かして行く、こゝ言盡されて

でも、必要なる保護關稅政策をとらざるを得ないことは、これ自明のことと私は思ふのであります。わが國は明治維新後、多年不平等條約に苦しみ、私どもの先輩は非常な努力と犠牲を拂つて、ようやく平等條約をかち得たことは、私どものよく知るところでございます。政府はわが國のこれらの過去の歴史に思いをいたされ、一つ／＼の條約に加盟することによりまして、國際家族の一員に復歸することを許され、平等對等の交際のできるよう努力されんことを希望するものでござい

おりますから、その言を信用して、われ／＼はよし開税の自主権というものはなくとも、反対の方面から考へて、開税表というような條約には参加も許されておるし、現にその相談も受けておる。だがわれ／＼に少しでもよけに開税の自主権を與えてくれというふうに行つて行つたならば、私はこの運用の妙を得て来るのではないかと思ふのであります。ただいかにせん、金額の負担があるものでありまして、私たちが何れに立たないものを押しつけられるような感じがいたします。これは、非常に心外でございます。すなはち、たゞいま竹尾委員からも申されました通り、そういう点については政府は十分運用の妙を發揮して、いやしくもただ何も説かない横文字の本を買つて来て、書だに飾つておけばそれで事足りるのだといった、新しい間違つた文化人のようなことに陥らないように、これを機会として日本の自主性に一步近づける、ほんとうにわれわれの意思の通ずる開税政策、あるいは為替政策、あるいは通商政策といふものが達成せられるように切に望みます。私の賛成の意見とするわけでありませう。

○岡崎委員長 福田昌子君。

○福田(昌)委員 私も社会党といつたしましては、本案件に賛成するものでございまして、いろいろ内容の御説明に對しましては、自由党並びに民主黨の御説明がありました。私も、私どもといつたしまして、貿易の将来の振興と国内産業の繁榮のために、この開税政策を政府としておとりくださることを要望いたしまして、本案件に賛成いたします。

○岡崎委員長 聴澤克己君。

○聴澤委員 私は日本共産黨を代表して反對いたします。事柄は小さいように見えますけれども、質疑のときにも再三申し述べましたように、ポツダム宣言下の日本の對外關係を設定して行くという問題は、將來の講和の問題と切離しては考えられないのであります。今日吉田内閣がとつておる一連の政策は、明らかにいわゆる條約なき講和、なしくずし講和、そして實質は講和の可能性を破壊しつつある政策の一つであると考えます。第一これが不審にたえませんのは、吉田総理は先月の十四日か何かの衆議院の予算委員会で、この問題について質問しましたときに、これは追つて調査して返答すると答弁せられた。こういう外務大臣である主管大臣も答弁できなかったような案件が、今日突如外務委員会に出て来る。何かその間非常なあいまい模糊としたものを感ぜざるを得ない。さらに国会の承認につきましては、当然これは事前の審議を仰ぐべきであつたと思ひます。これは先ほど冒頭に述べましたように、日本の今後の國際關係の問題を十分に考慮し、講和の観点から十分に論議されて、これに参加するかいなかを決定すべきであつた。それにもかかわらず、その点がやられてないことは、吉田総理の答弁の態度とあわせ考えまして、何か故意に問題を避けてゐるようには思へないのであります。

さらにわが國の外交自主権の問題につきましては、これは明らかにポツダム宣言下において講和以前に外交自主権が回復するといふことはあり得ない。これがなくすしに、表面自主権があるかのごとき形で行われつつあるところに實際問題があるのであります。たとへばこの点は、この開税表刊行に關する議定書に参加する——いかにこれでも日本が開税の自主権でも持つてゐるのかのごとき印象を與えますけれども、しかし先ほどの論争でも明らかになりました、開税の自主権はものごとくにありません。全然ない。この事實がごまかされて、何か開税自主権が回復の方向に進みつつあるかのごとき表現の形式をとつておりますが、本質はわが國の開税自主権は完全に踏みじられてつづつある。そうしてこのことが端的に現れておるものが、たとえば食糧やその他戰略物資と思われるようなものの無期限免税の問題であり、あるいは貿易に關しまして、中国やソ連との平和的な貿易の機会を、いまだにわれ／＼は獲得してないといふ問題である。日本におきましては日英、日独協定といふものがど／＼できつた。しかしこれには日本の代表は参加しておらない。しかもこれは当面の重要な障礙にぶつつかつてしまつておる。しかも一方におきましては公団の滞貨六百億という莫大な滞貨ができておるが、この原因は明らかに当てもない輸入を大量にわが國がしたからである。クレーム、キャンセルの問題は裁判にかけても實際には損害賠償はとれないものである。しかも最近現われてゐる問題は、産業復興公団におきまして、これらの輸入滞貨のうち重要な資材といふものは、これは現下の情勢において戰略物資と思われるようなものであるが、そういうものの備蓄を始めておる傾向さえある。わが國の貿易自主権といふものは完全にございませぬ。そういう中で一体こういうものに參加して何の利益があるかといふことが、第一の問題であるばかりでなく、實際の問題としては、こういうやり方で開税自主権や貿易の自主権といふものは全部ごまかされつつある。そして國民をごまかしつつある。こういう中で一体わが國はどうなるのであるか。これは開税の問題、貿易の問題において、明らかに一國への從屬をどう強化しつつあるものかと思ひます。これが何でわが國の幸福になるか。わが民族の幸福になるか。こういう明らかな事實に對して、私は絶対にこの案件を承認することはできません。

最後にもう一度繰返しますけれども、わが國民が全部要望しておるところのほんとうの講和、この講和の機会といふものは、こういうやり方を積み重ねて行きましたならば、明らかに永久に破壊されてしまふ。その方向にどんどん發展させつつあるところ、一番重大な問題がある。私はこういう観点から簡單ではありますけれども、わが民族の利益とは絶対に相ひれないものがあるとして反對いたします。

○岡崎委員長 これにて討論は終局いたしました。

それでは千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された開税表刊行のための國際連合の設立に關する條約、開税表刊行のための國際事務局を設立する條約の實施規則及び署名調書を修正する議定書を承認することについて承認を求めるとの件(條約第一号)について採決いたします。本件を承認すべきものと議決するに御賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○岡崎委員長 起立多数。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

○岡崎委員長 次に海外移住組合法の廃止に關する法律案(内閣提出第一二二号)を議題といたします。

本案件につきましてはすでに質疑は終了しておりますので、この際討論を省略してただちに採決いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○岡崎委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

海外移住組合法の廃止に關する法律案(内閣提出第一二二号)について、これを可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○岡崎委員長 御異議なしと認め、よつて本案は可決いたしました。(拍手)

なお本日採決いたしました兩案についての衆議院規則第八十六條による報告書の作成については、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○岡崎委員長 御異議がなければさうに決定いたします。

本日はこれにて散會いたします。

午後二時四十一分散會

〔參照〕

千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された開税表刊行のための國際連合の設立に關する條約、開税表刊行のための國際事務局を設立する條約の實施規則及び署名調書を修正する議定書を承認することについて承認を求めるとの件(條約第一号)に關する報告書

海外移住組合法の廃止に關する法律案(内閣提出第一二二号)(參議院送付)に關する報告書